

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和8年6月23日（火） 午前10時8分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第 66号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議案第 68号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

議案第 69号 総合体育館屋根及び外壁改修工事請負変更契約の締結について

○出席委員 8名

総務生活委員会

山 田 恵 子 委 員 長

北 原 祐 二 副委員長

大久保 清 美 委 員

宇 田 貴 子 委 員

清 水 健 司 委 員

萩 原 健 委 員

弓 削 仁 一 委 員

海 野 富 男 委 員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

総務部

白 土 光 伸 総務部長

一 木 宙 総務部参事兼総務課長

鈴 木 寿 和 総務課長補佐

益 子 昭 彦 資産経営課長

小 貫 健 資産経営課技佐

藤 田 伶 資産経営課営繕係主任

清 水 理 紗 契約検査課主幹

	瀬 樂 将 吾	契約検査課主幹
市民生活部	坂 場 信 二	市民生活部長
	鈴 木 健 嗣	市民生活部副部長
	鈴 木 泉 美	市民課長兼市毛窓口所長兼前渡窓口所長兼佐野窓口 所長
	本 田 裕 子	市民課長補佐
	小石川 誠	市民課長補佐兼係長
	小 野 綾	市民課係長
	本 多 俊 行	市民課係長
	土 屋 宗 徳	スポーツ振興課長
	鯉 淵 友 和	スポーツ振興課長補佐兼係長
	佐 藤 雅 之	スポーツ振興課主幹

○事務局職員出席者

議会事務局	根 本 光 恵	局長
	鬼 澤 哲 也	参事兼次長
	佐 藤 ゆかり	主幹

総 務 生 活 委 員 会

令和 8 年 6 月 2 3 日（火）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時8分 開会

○山田委員長 それでは、これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件です。

初めに、議案第66号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和8年定例会、第2回6月定例会、議案、議案第66号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明をお願いします。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 おはようございます。ただいま議題となりました議案第66号についてご説明申し上げます。印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する内容となっております。

議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいませようお願いいたします。

まず、この条項、第15条の2は、コンビニエンスストアなどに設置されている端末機を利用した印鑑登録証明書の交付に関する規定であり、第1号は個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード、第2号は移動端末設備、いわゆるスマートフォンを用いた交付申請等が規定されております。今回の改正につきましては、右側中段付近に記載のある2つの法律、出入国管理及び難民認定法と日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正により、在留カードまたは特別永住者証明書に個人番号カードが一体化された特定在留カードまたは特定特別永住者証明書が新たに交付されることから、コンビニエンスストア等に設置された端末機による印鑑登録証明書の交付において、従来の個人番号カードに加え、特定在留カード等を用いた申請を可能とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 本議案は、特定在留カード等とマイナンバーカードの一体化が前提ですけれども、その手続の仕方について伺いいたします。

○山田委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 こちらに関しましては、それぞれ、在留カードに関しましては基本的に入管で切替えのときに手続をしていただくこと、それから市役所にお申し出いただくことも可能になります。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 今、部長のお話で、特定在留カードのほかのカードを持っている方も含まれるということでしたけれども、その場合の手続の仕方も同じ、入管か、あるいは市役所でもできると

いうことでよろしいですか。

○山田委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 そうでございます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第66号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

本議案は、特定在留カード等を用いてコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により印鑑証明書の交付を可能とするものですが、マイナンバーカードと特定在留カード等の一体化が前提です。多少のメリットと引き替えに、マイナンバーによるあらゆる個人情報の一元化が進むことは、国による監視体制の強化、情報漏えいの危険の増大、システムの改修、開発またセキュリティー対策のために多額の税金の浪費につながることから、本議案には反対します。

○山田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○山田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第68号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第68号をお開きください。

提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼いたします。

議案第68号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、引用している条項、「第243条の2の8」が「第243条の2の9」に繰り下げられたことから、条項の変更を行おうとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第69号 総合体育館屋根及び外壁改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第69号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 着座にて失礼いたします。ただいま議題となりました議案第69号についてご説明申し上げます。

本議案は、総合体育館の屋根及び外壁改修に係る工事請負変更契約の締結に係る議案でございます。

議案書に記載はございませんが、その前提として、本工事につきましては令和7年度から8年度までの2か年の債務負担行為による工事であり、昨年9月議会において当初契約の議決をいただいているものでございます。

今回の変更内容につきましては、本工事における外壁調査の結果、補修が必要なタイル及びコンクリートの欠損部等が新たに見つかったことによる補修箇所の数量増加、このほか劣化したシーリングの打ち替えによる数量増加のほか、LED照明器具設置数の増加などの変更が生じたため、契約金額を当初の3億3,165万円から2,084万5,000円増額し、3億5,249万5,000円に変更しようとするものであります。

なお、これに伴いまして工事期間確保のため契約期間の終期を当初契約の「令和8年9月4日まで」から「令和8年11月6日まで」とし、63日間延長いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 今回の契約は、当初の契約に付け加えての追加の契約ということで、契約の仕方としてどのようなやり方の契約だったのか、お伺いいたします。

○山田委員長 瀬楽契約検査課主幹。

○瀬楽契約検査課主幹 ただいまのご質問でございますが、まず変更契約の手続についてですが、こちらは設計担当課におきまして設計変更の設計書を作成し、その後、契約検査課に設計変更契約の事務依頼が提出されます。その後、受注者に変更契約の見積り合わせの通知を行い

まして、後日見積り合わせを執行いたします。その際の見積り合わせにおいて予定価格以下の金額が提示されれば、変更契約の仮契約を締結する流れとなります。

以上でございます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○山田委員長 次に、協議に移ります。閉会中の所管事務調査について協議をしたいと思います。9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などございますでしょうか。弓削委員。

○弓削委員 期日ですね、日にちとか内容につきまして正副に一任させていただいて、適切なものを選んでいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○山田委員長 今、正副一任ということで出ましたけれども、お任せいただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 それでは、そのようにさせていただきますが、日程につきましては今、事前に協議をしていきたいと思います。候補としては、7月31日（金曜日）午前10時から、第2候補としては8月4日（火曜日）午前10時でいかがでしょうか。ご都合の悪い方がいらっしゃいますか。——では、どうでしょう、7月31日（金曜日）でよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 7月31日（金曜日）午前10時で決めたいと思います。よろしくお願いします。

開催する場合は、予定通知にてご連絡いたしますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○山田委員長 再開します。

所管事務調査ですけど、第1候補が7月31日（金曜日）午前10時、第2候補が8月4日（火曜日）午後1時半としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

タブレットのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和8年度、令和8年6月23日、配付資料、令和8年6月閉会中の継続調査申出書（案）の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○山田委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 では、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、総務生活委員会を閉会します。

午前10時26分 閉会